

標準処理期間の設定について

熊野市農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	30日

問い合わせ

熊野市農業委員会事務局

内線 451